

別表※令和5年5月8日以降

サービス種別		基準単価	
		ア 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業	イ 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業
		(ア) 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した障害福祉サービス事業所等（職員に新型コロナウイルス感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む） (イ) 感染者と接触があった者に対応した短期入所、入所・居住系サービス及び訪問系サービス事業所 (ウ) 感染等の疑いのある利用者又は職員等に対し、ア(ウ)に定める要件を満たし、自費で検査を実施した障害者支援施設及び共同生活援助事業所（ア）又は（イ）の場合を除く。）	・アの(ア)に該当する障害福祉サービス事業所等に対し、協力する障害福祉サービス事業所等
通所系	療養介護	1,978 千円	989 千円
	生活介護	631 千円	316 千円
	自立訓練（機能訓練）	288 千円	144 千円
	自立訓練（生活訓練）	228 千円	114 千円
	就労移行支援	221 千円	110 千円
	就労継続支援A型	279 千円	140 千円
	就労継続支援B型	294 千円	147 千円
	児童発達支援	271 千円	136 千円
	医療型児童発達支援	172 千円	86 千円
	放課後等デイサービス	257 千円	128 千円
短期入所	短期入所	146 千円	73 千円

入所・ 居住系	障害者支援施設	1,013 千円	506 千円
	共同生活援助（介護サービス包括型）	335 千円	167 千円
	共同生活援助（日中サービス支援型）	259 千円	129 千円
	共同生活援助（外部サービス利用型）	150 千円	75 千円
	福祉型障害児入所施設	985 千円	493 千円
	医療型障害児入所施設	529 千円	264 千円
訪問系	居宅介護	107 千円	41 千円
	重度訪問介護	175 千円	67 千円
	同行援護	60 千円	23 千円
	行動援護	106 千円	41 千円
	就労定着支援	35 千円	17 千円
	自立生活援助	19 千円	9 千円
	居宅訪問型児童発達支援	30 千円	11 千円
	保育所等訪問支援	35 千円	13 千円
相談系	計画相談支援	50 千円	25 千円
	地域移行支援	36 千円	18 千円
	地域定着支援	38 千円	19 千円
	障害児相談支援	37 千円	18 千円
対象経費	<p>○ ア(ア)から(イ)に該当する事業所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 ・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 		<p>○ 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

	<p>(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） <p>○ ア(ウ)に該当する事業所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア(ウ)に定める要件に該当する自費検査費用 <p>○ その他市長が必要と認める費用</p>	<p>○ その他市長が必要と認める費用</p>
--	--	-------------------------

※1 事業所について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで申請することができる。この基準単価は対象経費の支出年度単位で適用する。

※3 事業所ごとに、「ア 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業」及び「イ 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業」についてそれぞれ基準単価まで申請することができる。

※4 特別な事情により基準単価を超える必要がある障害福祉サービス等事業所については、市長が特に必要と認める場合に限り、厚生労働省と個別協議を実施したうえで、基準単価を上乗せすることができる。